

美馬市現場閉所型週休2日工事補正係数

美馬市週休2日工事試行要領第10条で規定する補正係数は、次のとおりとする。

1 土木工事標準積算基準書を適用する工事

(1) 労務費等

現場の閉所状況 (現場閉所率)	通期の週休2日 (通 期：28.5%以上)	月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)
労務費	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

(2) 市場単価

名 称	区 分	現場の閉所状況 (現場閉所率)	
		通期の週休2日 (通 期：28.5%以上)	月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植樹工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04

橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

(3) 標準単価

名 称	区 分	現場の閉所状況 (現場閉所率)	
		通期の週休2日 (通 期 : 28.5%以上)	月単位の週休2日 (月単位 : 28.5%以上)
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03

ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.03

## 2 公共建築工事積算基準書を適用する工事

(1) 複合単価の労務単価は、次の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場の閉所状況 (現場閉所率)	通期の週休2日 (通 期：28.5%以上)	月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)
労務費	1.02	1.04

(2) 市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正係数を用いた次の式により補正する。

### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正係数
- ・補正市場単価 × 改修補正係数

(参 考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正係数を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を表A-2の補正係数を用いた次の式により補正する。

### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正係数

### 【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

表A-2 建築工事の補正係数

工 種	摘 要※	通期の週休2日 (通 期：28.5%以上)		月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数	新 営 補正係数	改 修 補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具 (シーリング)	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正を示す。

表E-2 電気設備工事の補正係数

工種	摘要※	通期の週休2日 (通期：28.5%以上)		月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線及び 同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸形用 (電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.05	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	(接地極工事) 銅板式、同覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02

表M-2 機械設備工事の補正係数

工種	摘要※	通期の週休2日 (通期：28.5%以上)		月単位の週休2日 (月単位：28.5%以上)	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具 (ユニットの除く)	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

## 3 水道事業実務必携を適用する工事

当初設計金額の算定時に適用した水道事業実務必携に記載されている補正係数とする。ただし、当該補正係数により難しい場合は、1 土木工事標準積算基準書を適用する工事の補正係数とする。